

## —平成17年分— 税務統計から見た 民間給与の実態

国税庁の「平成17年分 税務統計から見た民間給与の実態」が発表されました。

結果は、1年を通じて勤務した人の平均給与は、ここ8年連続でマイナスとなりました。

### 1. 平均給与

1年を通じて勤務した給与所得者の1人当りの平均給与は437万円であり、前年に比べて0.5%（2万円）減少となっています。

### 2. 事業所規模別の平均給与

従業員10人未満の事業所においては356万円（男性445万円、女性250万円）となっているのに対し、従業員5000人以上の事業所においては561万円（男性729万円、女性267万円）となっています。

### 3. 業種別の平均給与

最も高いのは化学工業、次いで金属機械工業、

金融保険・不動産業で、そのうち800万円超の割合はそれぞれ17.7%、17.5%、20.1%となっており、最も低いのは農林水産・鉱業で、100万円超200万円以下の割合が32.8%とこのランクで最も多い率の業種となっています。

### 4. 年齢階層別の平均給与

男性では55歳未満までは年齢が高くなるに従い平均給与も高くなり、50～54歳の階層（663万円）が最も高くなっていますが、女性では年齢較差はあまり顕著となっていません。

### 5. 勤続年数別の平均給与

35年未満までは勤続年数が長くなるに従い高くなり、勤続年数30～34年の階層（687万円）が最も高くなっています。

なお、勤続年数による較差は男性に比べ女性は比較的小さくなっています。

### 6. その他

1年を通じて勤務した年間給与額800万円超の給与所得者は、全体の給与所得者の9.9%にすぎませんが、その税額は全体の半分以上（53.2%）を占めています。

## ナマの税務相談室

**Q** 去る8月1日に死亡した父の土地にアパート1棟が建っています。そして、僅かな余裕地にはアパート住民の自転車、及び2～3台の車置場となっています。この土地を貸家建付地というのですか。

**A** そうです。貸家の用に供されている土地です。自用地とは異なり若干の制約がありますので、以下算式のように若干減額されています。

(算式)

その宅地の自用地価額－その宅地の自用地価額×借地権割合×借家権割合×賃貸割合

(例)

$$1000万円 - 1000万円 \times 0.7 \times 0.3 \times \frac{150}{150} = 790万円$$

**Q** 先生、土地の路線価の評価明細書にこの算式が載っていますね。この場合、借地権割合とはその土地の地域に定められた割合、

亡父の土地はC地域ですので0.7ですね。

**A** エー、そうです。借家権割合は通常0.3です。

**Q** 賃貸割合とは、意地悪な割合と聞いていますが。

**A** 確かに…。亡き父上のアパートは10室、延べ150㎡ですね…。

**Q** そうです。幸い10室は8月1日も今も満杯で空室はなく、100%といえますね。

**A** そのとおりです。すべての部屋が同タイプ1室15㎡ですから100%ですね。しかし、問題は父上の相続開始の日たまたま空室があった場合、空室部分は算式の分子からその部分が除かれるわけです。例え、募集中であっても、8月1日相続開始、1室空、同25日新しく賃貸ということでしたらよいですが、10月末でも空室の場合など150㎡分の135㎡となります。厳しいです。満室でよかったですね。

## ナマの税務相談室